

## 沖縄離島 ICT 教育の在り方に関する検討会の開催について

令和元年6月17日  
内閣府沖縄振興局長決定  
最終改正：令和2年5月20日

### 1. 趣旨

沖縄の離島における教育環境の整備については、内閣府が設置する沖縄振興審議会の報告（平成29年6月28日）を踏まえ内閣府においてとりまとめた「沖縄の人材育成のための今後の取組」（平成29年7月4日）において、「情報通信技術を活用した遠隔教育によって離島における高校段階の教育環境を拡充させる」とされ、内閣府では、平成29年度から補助事業として、離島自治体と琉球大学による「ICTを活用した離島における高校教育実証実験事業」（以下「実証実験」という。）を実施している。

今般、実証実験の結果等を踏まえながら、関係機関や有識者等により、ICTを活用した高校のない離島における教育の改善・充実の手法や教育の将来像を議論するため、「沖縄離島 ICT 教育の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

### 2. 構成等

- (1) 検討会は、次に掲げる機関の職員・有識者等のうち、内閣府沖縄振興局長が指名するものにより構成する。
  - ・内閣府沖縄振興局
  - ・内閣府沖縄総合事務局
  - ・沖縄県教育庁
  - ・沖縄県町村会
  - ・内閣府が実施する「ICTを活用した離島における遠隔教育の実証」への参加自治体
  - ・琉球大学
  - ・教育行政・制度に関して高度な知識を有する者
  - ・遠隔・ICT教育に関して高度な知識を有する者
- (2) 検討会は、オブザーバーとして次に掲げる機関の職員の出席を求めることができる。
  - ・文部科学省初等中等教育局
- (3) 検討会は、必要に応じ構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の座長は、構成員の互選により決定する。
- (5) 座長は、あらかじめ代理者を指名する。

### 3. その他

- (1) 前項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が会議に諮り、定める。
- (2) 検討会の庶務は、内閣府沖縄振興局において処理する。

附 則

この決定は、令和2年5月20日から施行する。